New Paradigm

－経営会議の必要性－

経営会議を設置することで、予算との「ズレを修正する仕組み」ができ、「タイムリー」な数的情報をもとに今後の意思決定をして、即行動に移す。
この繰り返しで今の不安定な環境に適応した経営が出来るものと考えます。

2022.11　No111

◇ 備えよう！インボイス制度～応用編①～
◇ 令和4年分　年末調整
◇ 第17回熊本暮らし人まつり　みずあかり
◇ 未来会計とMAS監査　Vol.1
◇ 『田玖須みらいの一生』第3回
◇ 『ブルー・アカウンティング』第9話

税理士法人
近代経営

備えよう！インボイス制度
～応用編①～

詳細はこちら
国税庁HPへ

国税庁動画
チャンネルも
オススメ！

消費税のインボイス制度が令和5年10月1日からスタートする予定です。「実際にはどう対応したらいいの？」応用編ではそんな疑問にお答えしていきます。

文：松本　裕子

Q．適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生しますか？

登録の効力は、通知の日にかかわらず、**「適格請求書発行事業者登録簿」に登載された日（「登録日」）**から生じます(*1)。令和５年１０月１日より前に登録の通知を受けた場合は令和５年１０月１日が登録日となります。

参照：国税庁
インボイス制度に関する
Q＆A【問５】

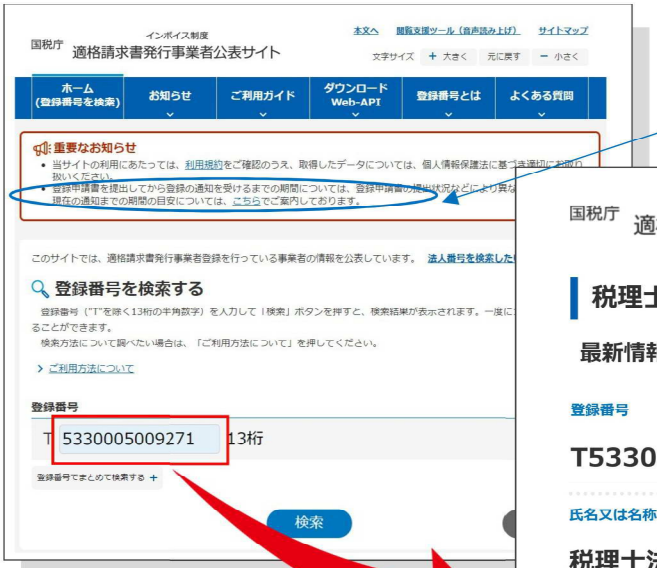

令和4年9月末現在、登録申請書を提出されてから登録通知までの期間は、e-Tax提出の場合で約３週間、書面提出の場合約１か月半となっています。最新の状況は国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」にて。

本人の申出に基づき追加で以下の事項を公表できます(*2)。
①個人事業者の
「主たる屋号」「主たる事務所の所在地等」
②人格のない社団等の
「本店又は主たる事務所の所在地」

適格請求書発行事業者の情報は国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」にて公表！

公表される情報は右の通り。
登録取消年月日と登録失効年月日についても公表されます。

*1：登録拒否要件に該当しなければ、税務署長は適格請求書発行事業者登録簿へ登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知します。
*2：必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。
*3：令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。

検討はお済ですか？

令和5年10月1日からインボイスを発行するための登録申請書の提出は

令和５年３月３１日まで！(*3)

登録申請が集中すると税務署側の手続きに時間がかかる可能性があるため、早めの提出が推奨されています。

令和４年分　年末調整

令和４年分の年末調整は令和３年分と同じ手順となります (改正等はありません)。
スムーズに手続きを進められるように早目に準備に取り掛かりましょう。

１．３枚の申告書

- 扶　扶養控除等(異動)申告書
- 保　保険料控除申告書
- 基・配・所　基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

２．添付書類等（ある人のみ）

その他、必要に応じてご準備ください

- ・支払った保険料がある場合　▶保険料控除証明書等
- ・令和４年中に前職がある場合　▶前職の源泉徴収票（令和４年分）
- ・住宅ローン控除を適用する場合　▶給与所得者の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書
  住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・国外に住む親族を扶養する場合　▶親族関係を証明する書類
  生活費等を送金していることを証明する書類

扶養控除等申告書や「年末調整のしかた」はこちらから

国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和４年分）」

第17回熊本暮らし人まつり

みずあかり

2022年10月8~9日開催

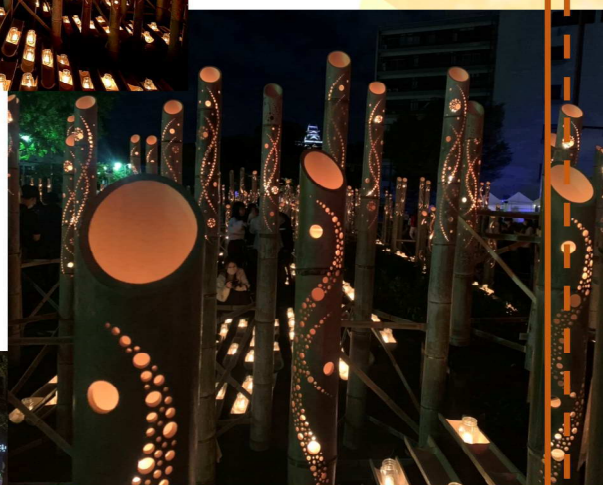

3年ぶりにみずあかりが開催されました。
みずあかりは一般市民のボランティアなど多くの人たちの協力によって成り立っています。
弊社もみずあかり発足当初から協力させていただいており、私個人は運営委員としても携わっています。

当日はたくさんの方々にご来場いただき、改めて皆様に楽しみにしていただいているお祭りであると実感し、開催できたことをとてもうれしく思いました。

文　：朝倉　宏介
写真：山田　紗永
　　可村　小夜香

未来会計とMAS監査 Vol.1

文：経営計画推進チーム角野

今、「**未来会計**」（管理会計）と、それを下支えする「**MAS監査**」が注目されています。
技術革新やイノベーションのスピードがめまぐるしく、過去の成功体験やノウハウをベースに、将来を分析することが困難な時代です。そんな中でも効果を発揮する、この二つについてご紹介します！

未来会計

過去：終わったお金のこと
財務会計
経営状況や、数字のチェックなど（過去のデータ）

現在

未来：これからのお金のこと
未来会計
未来の数字を創るために皆で考える（未来のデータ）

未来会計とは、会社の将来あるべき姿を経営計画書にまとめ、最終的な目標と現状の違いを認識し、事業発展に役立てさせるための会計を指します。

未来会計を導入し、経営計画を立案する効果

経営にゆとりが生まれる

将来の見通しを把握するため、経営に余裕が生まれるとともに課題に対して先手を打つ、「**先見経営**」を実現できます。

意思決定がしやすくなる

損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等が一体となった経営シミュレーションにより、**最適な意思決定**が可能となります。

幹部の活性化 後継者育成につながる

計画をもとに、幹部や後継者とともに経営について考えることにより、**経営参画意識の向上**や**後継者育成**も期待できます。

金融機関などからの信用が高まる

銀行融資を受ける際に、**過去の実績及び今後の見通しは**重要視されます。
きちんとした経営計画書は、外部に対して**好印象をもたらします。**

MAS監査

MAS監査とは、マネジメント・アドバイザリー・サービス（Management Advisory Service）の略であり、**先見経営・先行管理の仕組み**の提供によって、目標達成できる経営体質づくりを支援する経営サポートサービスです。
近代経営も今後MAS監査を導入し、お客様の経営をサポートいたします！

ライフイベントと たくす 田玖須みらいの 一生 おかねとわたし

第3回：26歳①

世間ではサラリーマンも投資をして資産形成しないと老後お金に困ると言われています。本当なの…？

田玖須みらい

人々の意識を変えた「老後2000万円問題」

2019年の金融庁の金融審議会市場ワーキング・グループによる「年金だけでは老後に2000万円生活資金が不足する」という報告がメディアで大きく取り沙汰され、人々の老後への不安と資産形成に対する関心が大きくなりました。

夫婦二人世帯

年金収入/月　　生活費/月　　65～95歳

（ 209,198円 － 263,718円 ）× 30年 ＝ 約△2,000万円

※総務省の家計調査年報(家計収支編)平成29年(2017年)に基づく計算

若いうちから資産形成に取り組んでおくことが推奨され、令和4年4月から金融教育が義務化されました。小学校から高校まで一貫したプログラムが導入され、特に高校の家庭科では資産運用に関する内容が盛り込まれました。

無理のない範囲で資産形成を始めよう！

STEP１：いくら貯蓄・投資・その他に回せる？

闇雲に資産形成につぎ込んでしまえば生活を圧迫しかねません。日々の楽しみも必要です。収支を把握して今の自分に合った資産形成をしましょう。ライフスタイルが変更になる可能性も考えておくべきでしょう。

＊田玖須みらい（26歳・独身女性）会社員（正社員）、現在一人暮らし中＊

＝収入＝		＝税金等＝		＝支出＝			
年収	360万円	社会保険料	54万円	食費・日用品	36万円	奨学金の返済	18万円
(月給	26万円)	所得税	7.3万円	家賃(駐車場込み)	60万円	生命保険	6万円
(賞与	48万円)	住民税	14.7万円	水光熱費	12万円	イベント積立て	12万円
		計	76万円	車両費等(ﾘｰｽ料等)	36万円	その他(娯楽費等)	36万円
						計	216万円

手取り（可処分所得）　284万円

（年収 360万円 － 税金等 76万円）

資産形成に回せるお金　68万円

（手取り 284万円 － 支出 216万円）

あくまで26歳時点の上限！

STEP２：資産形成の手段を選ぼう

病気や事故など、いざという時にはやはり現金が必要になるものです。数か月分の生活費は現金で持っておくべきでしょう。

それ以外を具体的にどのような資産にするか、次号で考えていきます。

貯金(預金)　20万円

残り　48万円

税務会計実務的物語 ―新章―

ブルーアカウンティング

カガリビ　著

あらすじ

年末も近い十一月。会計事務所職員の森山蘭丸は、繁忙期に備えるために、年末調整の案内に奔走していた。ある日蘭丸は、駆け出しの経営者へ、年末調整のいろはを説くのであった。

第九話　「年末調整を自らの手で」

秋深まるは十一月。森山蘭丸は車を降りると、肌寒い空気に思わず上着の上から腕をさすった。

その日は、顧問先のアクセサリー職人である阿国の店舗へ訪れた。こぢんまりとしたテナント物件だが、中に入ると白を基調とした店内に、可愛らしいチャームや雑貨がたくさん並んでいた。サービスで提供しているレモングラスティーの香りが蘭丸の鼻腔をくすぐる。

「急に別世界へ来たみたいです」と言うと阿国は嬉しそうに微笑んだ。

「日常を離れた空間を作りたかったんです。何とかやりたいことがやれているのも、森山さんのおかげです」

阿国は小さなテーブルの上に出納帳や通帳を丁寧に並べながらそう言った。阿国の店舗の資金繰りが危ういとき、蘭丸は経営改善のために共に一から会計を見直したのだ。

顧問税理士への「丸投げ」を止め、売上ではなく資金ベースの判断基準を設定し、粗利率や固定費の見直しを行った。結果として、お金が残る経営体質に改善されつつある。

「そうだ、今日は森山さんにご相談があります。今年から従業員を雇ったので、年末調整をしないといけないんです」

「ちょうど私もそれについてご案内しようと考えていました。まずは年末調整について簡単にご説明しますね」

年末調整はなぜ必要なのか？

給与所得者が年間で支払うべき所得税を正しく計算するため。

給与支払者は、毎月の給与の支払の際に支給額に基づいて源泉徴収を行うが、年の途中で控除対象扶養親族の数が変わることや、生命保険料や地震保険料などの控除が考慮されていないことなどにより、実際に支払うべき金額と一致しないことが一般的である。

正しい所得税額をもって、従業員が還付もしくは徴収を受けるためにも重要な手続きなのである。

フロー

① 必要資料の回収
↓
② 給与と徴収税額の集計
↓
③ 年調年税額の計算
↓
④ 過不足の清算
※過納付の場合は還付
不足の場合は徴収
↓
⑤ 給与所得の源泉徴収票を作成して…

給与所得者へ交付
市町村へ
給与支払報告書と総括表の提出
税務署へ
給与の源泉徴収票と法定調書合計表の提出

「たしか必要な書類がけっこうありましたよね……」

「三種類の申告書と、生命保険などの控除証明書が必要になります。また、住宅ローンがある方は年末残高証明書、障がいをお持ちの方であれば、書類に必要事項を記入することで障がい者控除を受けられるなど、その方の状況によって預かるべき書類や、記入箇所が増えたりしますので、しっかりご確認ください」

扶養控除等申告書

扶養控除等の額(扶養控除、障がい者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除)を確認します。

基礎控除申告書兼 配偶者控除等申告書兼 所得金額調整控除申告書

基礎控除(最大48万円)
配偶者控除(最大38万円)
※配偶者が70歳以上の場合は、48万円。
配偶者特別控除(最大38万円)
の額を確認します。

保険料控除申告書

生命保険料や地保震険料、小規模共済掛金等による控除額を確認します。

その他

住宅ローン控除

1年目
確定申告が必要になります。

2年目以降
年末残高証明書を従業員の方からお預かりしてください。

障がい者控除

必須ではありませんが、障がい者手帳のコピーをお預かりしてください。

「申告書に個人番号を記入する欄があるんですけど、絶対に書かないといけませんか？」

「**税務署長から扶養控除等申告書の提出を求められるまでは書かなくても大丈夫**です。個人番号の保管は、リスクが大きいですからね」

「ちなみに……、年末調整も森山さんにお願いできますか……？」

「なるほど！　給与支払者が代わりに確定申告をするようなものですね」

「おっしゃる通りで、年末調整を行わなかった場合は、その人個人で確定申告をする必要があります。従業員の方のそういった負担を軽減するためでもありますね」

「もちろん依頼いただければお受けいたしますよ。しかし、今年から国税庁のホームページで、『年末調整計算シート』をダウンロードして利用することができます。こちらを使えば、お金をかけずに年末調整の税額計算を簡単に完了させることができますよ」

「なるほど……。無料でできるのなら、多少手続きはあるかもしれませんが、自分でやってみる手もありますね」

「実は最近の税理士事務所では、年末調整は引き受けていないところもあるようです」

「そうなんですね！」

「また、年末調整をご自身で行うことで、各従業員にそれぞれいくら支払ったかを確認できるので、費用対効果の見直しにも繋がります。多少の負担は発生しますが、やってみる価値はあると思います」

「分かりました！　自分でやってみようと思います！　まずは資料を預からないとですね」

「頑張ってください！　何か分からないことがありましたら、いつでもご相談くださいね」

年末調整を給与支払者自身の手で行うことは、従業員との信頼をさらに深めたり、逆に見つめ直すきっかけにもなる。そう考えると、経営者と事業の成長において、必須と言えるほど重要なイベントなのかもしれないと、蘭丸は感じた。

この物語はフィクションです
実在の団体・思想などとは関係ありません。
(参考)国税庁ホームページ

年末調整業務のフロー

※年末調整業務を弊社にご依頼いただく際は、速やかな必要資料の提出のご協力をお願い申し上げます。

―ご意見をお寄せください―

弊社及び弊社担当者についてのご意見・ご要望は下記メールアドレスまでお願いします。
メール：info@kinkei-net.co.jp
頂いたご意見は、総務部にて大切にお預かりし、更に皆様に喜んで頂けるようなサービスを提供できるよう、活用させて頂きます。

New Paradigm No.111
令和4年11月1日（毎月1日発行）通111号
発行所：税理士法人 近代経営
編集人：谷口朋治・小佐井正太

CALENDAR

令和４年

１１月

令和４年１１月２８日（月）まで
IT導入補助金2022（通常枠8次、セキュリティ対策推進枠4次、デジタル化基盤導入枠16次）の申請期限 補助金

期限延長！
まだ間に合う！

１２月

令和４年１２月３１日（土）まで
マイナポイント（第２弾）付与対象となるマイナンバーカードの申請期限

その他

令和５年

１月

令和５年１月２０日（金）まで
納期の特例を適用している事業者の源泉所得税(令和4年7月～12月分)の納付期限

令和５年１月３１日（火）まで
・【税務署】法定調書合計表等の提出期限
・【市町村】給与支払報告書の提出期限
・【市町村】償却資産申告書の提出期限

まもなく年末調整／確定申告

年末調整及び個人の確定申告の時期が近づいてまいりました。必要書類等、早目のご準備をお願い申し上げます。

３月

令和５年３月１５日（水）まで
所得税確定申告書の提出期限

令和５年３月３１日（水）まで
・令和５年１０月１日からインボイスを発行するための登録申請期限（原則） 税務
・オンライン資格確認等補助金の対象事業完了期限 医療
・非課税制度を適用する直系尊属からの教育資金/結婚・子育て資金の一括贈与 相続
・個人消費税確定申告書の提出期限 税務

令和５年９月３０日（土）まで
持ち分の定めない医療法人への移行計画認定制度の認定期限 医療

令和５年１０月１日（日）～
インボイス制度導入 税務

令和５年１２月３１日（日）まで
非課税制度を適用する直系尊属からの住宅取得等資金の贈与 相続 税務

令和６年

令和６年１月１日（月）～ 税務
電子取引の電子データによる保存義務開始

令和６年３月３１日（日）まで
事業承継税制の特例承継計画の提出期限 事業承継

※すべて作成日時点における情報です。
期限や開始日は変更になる可能性がございます。

各関連ホームページへのリンク集はこちら！

税理士法人
近代経営
人と自然・文化・社会の調和

【熊本事務所】熊本県熊本市北区龍田3-32-18
TEL:096-227-6000
【福岡事務所】福岡県福岡市博多区綱場町5-28さかえビル5F
TEL:092-283-7775

URL ▶▶▶ http://www.kinkei-net.jp

瑠璃光院

2022.11

医療レポート

医療最前線	進む制度改革と、コロナ禍がもたらした不安
医業承継	第15回：認定医療法人の認定要件 ＜役員報酬・役員退職慰労金の基準＞
医療税務	社会保険診療報酬の源泉徴収
医科	令和3年度医療機関における 外国人患者の受入に係る実態調査について
介護	介護保険サービス事業者等に対する『運営指導』について
歯科	令和２年度における保険医療機関等の不正請求の状況

税理士法人
近代経営

医療最前線

進む制度改革と、コロナ禍がもたらした不安

熊本県商工会連合会の中小企業や県内個人事業者を対象に行った新型コロナウイルスの影響調査で、感染拡大に伴って設けられた**融資制度を利用した事業者の約４割が返済について「不安」「困難」と回答**したと発表した。今後の条件変更などがないと返済不能とした事業者も多かったようだ。行政も金融機関も深刻なこの事態に対する処方を思案中だが、経営破綻となる事業者が相当数出ると思われる。多くの医療機関、介護施設もこの制度を利用しているため、早めの対応（金融機関との調整）が求められる。

2022年10月1日からは、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の**「1割」または「3割」から、新たに「2割」が追加**され、**「1割」「2割」「3割」の3区分**となる。一定以上の所得の人は、現役並み所得者（3割負担）を除き、自己負担割合が「2割」となる。**自己負担が2割**に増えるのは、本人年収200万円以上の後期高齢者で、**負担増対象者は約370万人となり、**1人当たりの平均自己負担額は年間約2万6000円の増加になる見通しだ。

また、看護職員の賃金を10月以降引き上げるため**診療報酬による看護職員の処遇改善を官報告示**し、**看護職員処遇改善評価料（1日当たり）を新設**するとした。対象者は、看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）のほか、看護補助者、理学療法士、作業療法士など22通りを挙げ、直接業務に関わらない職員は対象外としている。

その他、**調剤系**では、厚生労働省が2021年度調剤医療費の動向をまとめた。コロナ禍における患者数減少の中で長期処方が増加したため2020年度に8億枚を大きく割り込んだが、**2021年度は8億205万枚まで回復**。ピーク時に比べると、まだ4,000万枚以上少ないが、**2021年度の調剤医療費は**、前年度比2.7％増の**7兆7,515億円で過去最高**となった。**コロナ前の2019年度に過去最高の7兆7,464億円**となっていた調剤医療費が、**2020年度には2.6％減の7兆5,447億円まで**落ち込んでいたものの、回復が進んでいるとしている。

税理士法人 近代経営　　下條　寛二

医業承継

第15回：認定医療法人の認定要件＜役員報酬・役員退職慰労金の基準＞

前回は認定医療法人の認定要件のうち、特別利益供与の禁止について触れましたが、今回は「**5　役員報酬について不当に高額にならないように定めていること**」について掘り下げます。

5　役員報酬について不当に高額にならないように定めていること

役員報酬規程
役員退職慰労金規程

作成・整備が必須
（申請日時点の状況で判断）

■ **１人あたりの役員報酬上限：原則 3,600 万円／年間**

（厚労省／「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度のＱ＆Ａ」によれば、医師である理事が日常の通常業務に加え、更に夜間当直や休日当直などを恒常的に行っている場合など労働状況によって更に加算した支給も認めうる、とあります）※3,600 万円という金額は特定医療法人の要件を準用。

■ **１人あたりの役員退職慰労金上限：功績倍率法で算出**

「 最終報酬月額 × 役員年数 × 功績倍率 」での算出が一般的。
功績倍率は理事長で原則３倍が上限。

次回以降も、もう少しだけ他の認定要件について掘り下げてみたいと思います。

記事:医療経営支援チーム　小佐井　正太

医療税務

社会保険診療報酬の源泉徴収

所得税法では、社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬について**源泉徴収が必要**とされています。国民健康保険団体連合会から支払われる診療報酬については**源泉徴収する必要はありません**。

源泉徴収される金額の計算は、その月に支払われる金額から20万円を差し引いた残額に復興特別所得税を含めた10.21％を乗じて行います。例えば、社会保険の診療報酬が、400万円とすると、（400万円－20万円）×10.21％＝387,980円が源泉徴収される金額となります。

社保の患者が多く国保の患者が少ない場合は、源泉徴収ですでに支払っている金額が多いので、確定申告で支払う納税は少なくなります（還付になることもあります）。逆に、国保の患者が多く社保の患者が少ない場合は、源泉徴収の額が少ないため確定申告において納税が多くなります。ただし、納税が多い（予定納税基準額が15万円以上）場合、翌年7月と11月に予定納税を納める必要が出てきます。

ちなみに、医療法人の場合は、社会保険診療報酬支払基金から診療報酬を受け取っても源泉徴収されないことになっています。

社会保険診療報酬支払基金

国民健康保険団体連合会

源泉徴収要
→確定申告での納税　少

源泉徴収不要
→確定申告での納税　多

記事：医療経営支援チーム　橋本　研

医　科

令和3年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について

10月のインバウンド解禁による外国人訪日や、熊本ではTSMC工場建設に伴う菊陽大津方面を中心とした外国人居住など、多くの外国人滞在が予想されます。その影響で地域によっては外国人患者の受診増加が予想され、今後体制整備が必要と思われます。厚生労働省ホームページでは令和3年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査の結果が掲載されており、外国人患者受入の現状と医療機関の整備体制状況を確認出来ます。

整備体制の内容は、医療通訳者配置・電話ビデオ通話・自動翻訳デバイス等の導入などが挙げられます。病院ごとの整備状況は、約37%がいずれかを導入しており、その中で**タブレット等のデバイス導入が主流**の様です。

その他は自由診療における診療価格の決定方法で、**9割以上の医療機関が診療報酬点数表を活用した倍数計算**(1点=〇円)を行い、1割が1点10円を超えて設定しています。

上記以外にも**院内掲示・文書の多言語化**や未収金対策のための**キャッシュレス決済の導入**など、多くの対策と準備が必要です。患者受入時に院内の混乱がない様に、院内マニュアルを作成するなど、事前の体制整備を検討してみてはいかがでしょうか。

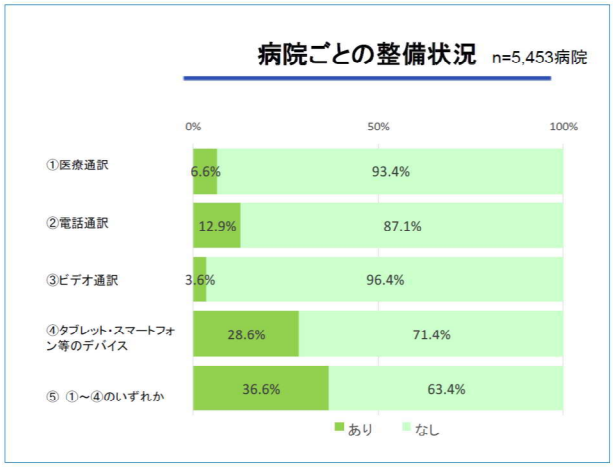

引用：厚生労働省　令和3年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について
外国人患者の受入れのための医療機関向けのマニュアル

記事:医療経営支援チーム　山﨑　雅貴

介　護

介護保険サービス事業者等に対する『運営指導』について

2022年4月より介護保険サービス事業所を対象に行政が実施する「**実施指導**」**の名称が**「**運営指導**」**に変更**され（下記）、**運営指導マニュアルが改正**されています。

＜　変更のポイント　＞

❶３つの指導内容
- 実施状況指導
- 最低基準等運営体制指導
- 報酬請求指導

❷期間（６年又３年に１回以上）
➡指定等の有効期間内

❸標準化・効率化の要点（事業者負担軽減）
- 確認する項目と文書を限定
- 文書の対象期間を限定
- 電磁的記録はモニター確認（ﾍﾞｰﾊﾟｰﾚｽ）

今回の運営指導マニュアルを読み解いていくと、以下のような「**介護保険の記録の重要性**」**も改めて再認識**されており、自治体によっては5年間保存義務があります。（制度上2年間）

（例）●従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
●利用者に対するサービス提供記録（計画・サービス内容・苦情内容・事故記録等）

各自治体では、コロナ禍状況を踏まえ、オンライン会議システム等を利用した指導も実施されています。各自治体のWEBより指導資料等（手引書）をダウンロードされ、職員研修等で周知徹底を行い、介護給付サービスの質の確保と保険給付の適正化を推進してください。

参照：厚生労働省WEB/福祉・介護/介護保険施設等運営指導マニュアルについてより

記事:医療経営支援チーム　岩岡　修一郎

歯　科

令和２年度における保険医療機関等の不正請求の状況

前回に引き続き、厚生労働省より公表されました「**令和２年度における保険医療機関等の指導・監査の実施状況について**」の**不正請求の項目**を見ていきます。

歯科の不正請求等の項目

（項目件数）

	架空請求	付増請求	振替請求	二重請求	その他請求	監査拒否
R2 年	10	12	8	4	6	4
R1 年	5	5	3	3	4	0
対前年差額	5	7	5	1	2	4

指定取消・指定取消相当を受けた歯科の不正請求等の項目は、前年と比べて全て増加しています。保険医療課医療指導監査室に問い合わせを行いましたが、不正請求を行った背景までは明らかになりませんでした。

令和2年は、4月から5月にかけて新型コロナウイルスによる緊急事態宣言と、「歯科は危険」というマスコミ報道によって急激な患者数減少に見舞われました。また、日本歯科医師会から感染拡大を防ぐため、延期しても問題が少ない治療、定期健診、訪問診療等の延期の検討等のお願いもありました。医療機関として先の見えない不安、厳しい経営状況があることも、今回の不正請求に少なからず影響しているのではないかと思われます。

参考HP：【令和２年度における保険医療機関等の指導・監査の実施状況】
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000875852.pdf
参考HP：【令和元年度における保険医療機関等の指導・監査の実施状況】
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000715477.pdf

医療経営支援チーム　下條　正人